

伊丹市告示第55号  
令和8年 4月 1日

伊丹市長 中田 慎也

### 手数料の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、伊丹市手数料条例に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収に関する事務を次の通り委託したので、同条第2項の規定により告示する。

### 記

- 1 指定公金事務取扱者名称及び事務所の所在地  
伊丹市獣医師会  
会長 山本 雅人  
兵庫県伊丹市南本町2丁目1-6 ベクエムハウゼ 103
- 2 委託した公金事務に係る歳入  
伊丹市手数料条例に基づく犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日  
令和7年 4月 1日
- 4 公金事務の委託をした日  
令和8年 4月 1日

以上